

亀山市告示第188号

亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成29年亀山市告示第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(名簿の利用及び提供)</p> <p>第4条 市長は、災害の発生に備え、次に掲げる避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者（以下「避難支援者」という。）に対し、本人の同意が得られた場合に限り、名簿情報を提供するものとする。</p> <p><u>(1) 法第49条の11第2項の規定により名簿情報を提供する者</u></p> <p><u>(2) 法第49条の7第1項の規定により指定する指定避難所の代表者</u></p> <p><u>(3) 児童福祉法第（昭和22年法律第164）16条第3項の規定により指名された主任児童委員</u></p>	<p>(名簿の利用及び提供)</p> <p>第4条 市長は、災害の発生に備え、<u>法第49条の11第2項の規定により</u>、次に掲げる避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者（以下「避難支援者」という。）に対し、本人の同意が得られた場合に限り、名簿情報を提供するものとする。</p> <p><u>(1) 法第49条の7第1項の規定により指定する指定避難所の代表者</u></p> <p><u>(2) 自主防災組織の代表者又は自治会長</u></p> <p><u>(3) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定により委嘱された民生委員</u></p> <p><u>(4) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会長</u></p>

<p>(4) <u>亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）に基づく地域まちづくり協議会</u></p> <p><u>(5) 自治会</u></p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 第1項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援者（以下「名簿情報利用者」という。）は、当該名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難支援に関する<u>個別避難計画</u>の作成及び整備に関すること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>から委嘱された福祉委員</p> <p>(5) <u>亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）に基づく地域まちづくり協議会の代表者</u></p> <p><u>(6) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会</u></p> <p><u>(7) 亀山警察署</u></p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 第1項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援者（以下「名簿情報利用者」という。）は、当該名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難支援に関する<u>個別計画</u>の作成及び整備に関すること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>5 （略）</p>
---	---

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

避難行動要支援者名簿登録申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所
氏名

※署名しない場合は、記名押印してください。

私は、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第2条第2項の規定により、次のとおり登録を申請します。

【名簿に登録する者】

フリガナ		性別	生年月日
氏名			
住所又は居所	亀山市		
電話番号		緊急連絡先	
避難支援等を必要とする事由			
自治会加入の有無	加入 ・ 未加入	自治会名 (加入の場合)	自治会
地域まちづくり協議会	協議会		
指定避難所			
担当地区 民生委員			

* 申請者が、名簿に登録する者以外の者である場合は、次の代理人選任届（委任状）が必要となります。

代理人選任届（委任状）	
年 月 日	
亀山市長 様	
私は、申請者に本申請の権限を委任します。	
住所 氏名	
※署名しない場合は、記名押印してください。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。